

健康保険証 だれもが現行の今まで大丈夫 マイナ保険証は不要

への健康保険でも、いまとある保険証で大丈夫▽
12月20日(火)、全ての健康保険制度で、現行の保険証の新規発行が停止されました。民商会員・商工新聞読者の皆様は今までの商工新聞記事でおわかりとは思いますが、あらためて、マイナ保険証をお持ちでない方の保険証の今後について記載します。

①まず、今お持ちの健康保険証は、有効期限まではそのまま使えます。国民健康保険は長岡市の場合来年7月31日、協会けんぽの場合12月1日迄です。

②その後は、それまでの有効期限前に各保険者(長岡市や協会けんぽ)から送られてくる「資格確認書」(こちらからの申請不要、多分今の保険証とそっくりです)で全く変わらず診察が受けられます。

③12月2日以降に、あらたに雇用された従業員や国保に異動して加入手続きをした方には、最初から「資格確認書」が発行されます。

④「資格確認書」は、政府が各金融機関に、新規口座開設の際提示を求めるよう指示している「身分を証明する書類」のひとつとして使用できます。

*協会けんぽや長岡市などの自治体から、封書で「資格情報のおしらせ」が届いてくるかと思います。これはマイナ保険証で受診しようとして何かのトラブルで情報が読み取れない場合に必要なもので、マイナンバー情報に基づいて加入者全員に送付したものです。資格確認書とは全く違います。

△大腸がん検診 結果返しと再検査について▽

先週から今回の検診の結果返しをしています。ピンク色の封筒が配達または郵送されているかと思います。中に入っている「検査結果のお知らせ」の結果が(+)であれば陰性(異常無し)、(+)であれば陽性(疑いあり)です。結果が陽性の方は「お知らせ」を手参して早急にかかりつけ医なりを取説いてください。必要な検査を受けた場合、共済会員であれば、申請書を提出すれば、1000円が共済会員からの支給されますが、ただし、「検査結果のお知らせ」を受け取つてから3ヶ月以内に再検査することが条件になります(病院都合で遅れた場合はその旨記載)ので注意願います。

△消費税なくす長岡各界連絡会12月街頭行動▽

長岡各界連では12月の消費税廃止の街頭行動を、12月24日(火)12時15分~13時アオーレ長岡前歩道にて行います。多くの会員の参加をお待ちしています。

○事業主にて直接送りられる書類(対象者のみ)
・ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
・ 国民健康保険料・国民年金保険料控除証明書
・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明
○事業主にて送られて来る書類
・ 税務署・市役所からの封書(年末調整関係用紙在中・給与支払い報告書等)
○事業主で作成または確認して持つてきて欲しい資料
・ 今年1月~12月の従業員の賃金台帳
・ 7月に納めた1月~6月分の源泉税の納付書控(よけいに納税しないために必要です。)
○昨年の書類
過去の書類があると作業がスムーズにすすみます。また勘違いも防げます。必ず持つてきて下さい。

*年末調整の前に、従業員の扶養親族について、本人にいま一度「確認ください。16才未満の扶養親族は所得税の扶養控除の対象にはなりませんが、定額減税の対象にはなります。必ず確認してください。

△年末年始の商工新聞配達開始日について▽
12月16日・23日(祝日)(小刀)・12月11日(水)
12月30日・1月6日(祝日)・12月18日(水)
→この間で12月の配達期間の方にお願いします。
12月25日(水)配達開始の新聞はあります
・(1)の間年末年始で配達お休み)
→こじから1月の配達期間の方にお願いします。
1月13日(水)
以後通常日程となります

△事務所不在が多くなります。ご承知ください
商工新聞配達や集金の関係で水曜日の午後及び木曜日、また毎月1回の各界連街頭行動の時間帯や外での相談会の際に不在となります。電話つながらない場合はおかけ直しあります。相談等で来所される際は事前に連絡をお願いします。